

岐行発3-124号
令和3年10月7日

会 員 各 位

岐 阜 県 行 政 書 士 会
業 務 部 長 鈴 木 泰 広
国 際 部 会 長 入 谷 桃 世
(公印省略)

「外国語対応可能な行政書士」について（お願い）

平素より、業務部国際部会の事業運営に格別のご理解並びにご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、日本行政書士会連合会 国際・企業経營業務部より、外国語対応可能な士業のリストの新規登録及び登録情報修正についてお知らせがございましたので、会員の皆様のご協力を賜りたくご連絡いたしました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、別添資料をご確認いただき、該当の方は下記要領にて登録フォーマットのご提出をいただきたくお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

記

1. 提出期限：毎月25日まで
※毎月月末までに本会にてまとめて提出いたします。
2. 提出先：岐阜県行政書士会事務局 (honkai@gifu-gyosei.or.jp)
※本会にてまとめて提出いたしますので、日行連事務局に直接提出なさらないようご注意ください。
3. 登録フォーマット：
デジタル岐行情報では「新規登録用フォーマット」及び「登録情報修正用フォーマット」のExcelの配布ができないため、PDFのみ添付いたします。
お手数ですが、該当の方は事務局（上記アドレス）までご連絡ください。Excelファイルをお送りいたします。
4. その他：要件や記載要領等につきましては、別添資料をご確認ください。

以上

日行連発第 906 号
令和 3 年 10 月 7 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 水野 晴夫

外国語対応可能な士業のリストの新規登録及び情報更新時のお願いについて

平素より本会の運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

令和 2 年 12 月 28 日付、日行連発第 1289 号にてご協力をお願いいたしました、「外国人の法人設立・在留資格取得等を支援することができる「外国語対応可能な行政書士」について（お願い）」について、期限が短い中、早急にリストを取りまとめいただき、誠にありがとうございました。外国語対応可能な行政書士の一覧については、金融庁にて今年 3 月より開設している、国際金融センター特設ウェブサイト¹にて掲載がされています。

国際金融センター特設ウェブサイトが開設後、個別に金融庁へ新規掲載や掲載情報の変更・削除についてのお問い合わせがあり、事務効率化の観点から、今後については、本会でとりまとめた上で、総務省を経由して金融庁へ提出するというフローで運用することになりました。

また、当初ご案内した際は、年 1 回程度にリストの更新が行われるとのことでしたが、今後については、月 1～数回ペースでの更新となるようです。

つきましては、下記のとおりご案内しますので、「外国語対応可能な会員」へフォーマットを送付いただき、単位会で取りまとめの上、ご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 提出について：単位会で取りまとめの上、毎月月末までにご提出ください。

＜提出先＞日行連事務局 業務課 業務 3 係宛て

gyoumu3@staff.gyosei.or.jp

- 2 そ の 他：

- 「外国語対応可能」の点について、能力実証は困難であることから、会員の自己申告にお任せいたします。ただし、該当する業務について、概ね 3 年以上の実務経験を有していることを基準とします。
- 行政書士本人自身で対応できなくても、事務所（法人）として対応できれば可とします。

¹ <https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/index.html>

- 「事業者名」部分に「事務所名」を記載してください。単位会において、記載方法等について相談事項がございましたら、日行連事務局業務課業務3係までご連絡ください。
- 「対応可能言語」について、日本語は必須といたします。チェックをいただいてからご提出をお願いいたします。
- 「法人登記申請書類の作成及び申請代理」について、「司法書士の兼業者のみ」チェックが可能となっております。
- 会員からの回答は、単位会において1つのExcelデータにまとめるなどの加工作業は行わず、会員から提出のあった登録フォーマットを **zip ファイル等でまとめてご提出ください。**
- 個人情報の取り扱いについて、会員から公表についての承諾を得た上で、リストアップしてください。

以上

別添①：「外国語対応可能な士業のリストの更新時のご依頼」（金融庁からの依頼文書）

別添②：新規登録用フォーマット

別添③：登録情報修正用フォーマット

令和3年9月14日

日本弁護士連合会 御中
日本司法書士会連合会 御中
日本行政書士会連合会 御中
日本公認会計士協会 御中
日本税理士会連合会 御中

金融庁総合政策局総合政策課
金融庁企画市場局企業開示課
法務省大臣官房司法法制部司法法制課
法務省民事局民事第二課
総務省自治行政局行政課
国税庁長官官房総務課税理士監理室

外国語対応可能な士業のリストの更新時のご依頼

平素よりお世話になっております。

世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて、法人設立・在留資格取得・金融業ライセンス取得・ビジネス開始、生活セットアップ等を円滑に行える環境を構築する観点から、弁護士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士の中で、外国語対応可能かつこれらの支援に一定の業務経験をお持ちの方・法人[※]の一覧の取りまとめにご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。こちらの一覧につきましては、金融庁にて今年3月より開設しております、国際金融センター特設ウェブサイト¹にて掲載させて頂いているところです。

(参考1) 国際金融センターの実現に向けたご協力依頼

※ 海外から日本に拠点を移す外国人材に対する法人設立・在留資格取得・金融業ライセンス取得・ビジネス開始、生活セットアップ等の業務について、例えば、概ね3年以上の実務経験を有するなど、業務の遂行に必要な経験をお持ちの方・法人

開設後、個別に事業者様から新規掲載や掲載情報の変更・削除についてお問い合わせを頂く機会も増える中、事務効率化の観点から、今後につきましては、事業者様から貴連合会等に対し、掲載内容に応じた別添様式をご提出頂き、貴連合会等から所管省庁に提出いただいた上で、金融庁にて更新情報を反映するというフローとさせて頂きたく、本依頼文及び別添様式を貴連合会等に所属する会員にご送付いただきますよう、お願い申し上げます。

¹ <https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/index.html>

(注1)

現在、国際金融センター特設ウェブサイトに関しては月1回～数回のペースで更新しており、金融庁にて別添様式を受領したタイミング次第で、更新情報を随時反映させていただきます。

(注2)

新規掲載をされたい場合は「(別添様式1) 新規登録用フォーマット」を、掲載情報の変更・削除をされたい場合は「(別添様式2) 登録情報修正用フォーマット」を、それぞれご使用ください。

ご多用中恐れ入りますが、国際金融センターの実現に向けた政策趣旨に鑑み、何卒ご協力賜れますよう、よろしくお願い申し上げます。

【担当者 (リスト提出先)】

日本弁護士連合会関係 法務省大臣官房司法法制部 司法法制課司法制度第一係 Email: shihouseido01@i.moj.go.jp 電話番号: 03-3580-4111 (代表) 担当者: 芦ヶ谷、黒山	日本司法書士会連合会関係 法務省民事局民事第二課 Email: t.saito.79s@i.moj.go.jp t.hasegawa.xlq@i.moj.go.jp 電話番号: 03-3580-4143 担当者: 斉藤、長谷川
日本行政書士会連合会関係 総務省自治行政局行政課 Email: g2.satou@soumu.go.jp 電話番号: 03-5253-5510 (直通) 担当者: 佐藤、柳	日本税理士会連合会関係 国税庁税理士監理室 Email: zeirishi@nta.go.jp 電話番号: 03-3581-4161 (内線 3374、3402) 担当者: 中村、金子
日本公認会計士協会関係 金融庁企画市場局企業開示課 Email: auditfirmgc@fsa.go.jp 電話番号: 03-3506-6420 (直通) 担当者: 名取、佐藤	全般 金融庁総合政策局総合政策課 Email: japan_as_ifc@fsa.go.jp ※メールアドレスが変更となりましたのでご注意ください。 電話番号: 03-3506-6785 (直通) 担当者: 中村、田中、尾花

(参考1) 国際金融センターの実現に向けた御協力依頼
(令和2年12月18日発出) (抄)
国際金融センターの実現に向けた御協力依頼

平素よりお世話になっております。

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)において、「世界に開かれた国際金融センターの実現」のための諸施策として、海外と比肩しうる魅力ある金融資本市場に向けた改革と、海外事業者や高度外国人材を呼び込む環境構築を戦略的に進めることとされました。これを受けて、政府としては、アジア、さらには世界の国際金融センターとしての地位の確立、厚みを増した金融人材による高度な金融サービスの提供、ひいては、我が国における雇用・産業の創出、経済力の向上を通じた活力ある日本の実現に向けて取り組んでまいります。

こうした中、日本で新規に資産運用業等をはじめ外国人が、法人設立・在留資格取得・金融業ライセンス取得・ビジネス開始、生活セットアップ等を円滑に行える環境を構築する観点から、上記経済対策に示されております通り、弁護士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士の中で、外国語対応可能かつこれらの支援に一定の業務経験をお持ちの方・法人※の一覧をとりまとめ、国際金融センターに関する情報をまとめた専用ウェブサイト(金融庁において今年度中開設予定)に掲載させていただきと考えております。

※ 海外から日本に拠点を移す外国人材に対する法人設立・在留資格取得・金融業ライセンス取得・ビジネス開始、生活セットアップ等の業務について、例えば、概ね3年以上の実務経験を有するなど、業務の遂行に必要な経験をお持ちの方・法人

具体的には、別添様式を貴連合会等に所属する会員にご送付いただき、掲載を希望する方・法人の情報を取りまとめの上、令和3年2月1日(月)までに、下記担当者宛にご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

のセルに入力をお願いします

事業者名(日本語) 【必須】			
個人名(日本語) 【必須】			
事業者名(英語) 【必須】			
登録番号、登記番号 【必須】			
実施事務 当てはまる項目に✓をお願いします 必要に応じて「その他」欄 に記載をお願いします	<input type="checkbox"/> ビジネス開始関係	<input type="checkbox"/> 法人登記申請書類の作成及び申請代理 <input type="checkbox"/> 金融業ライセンス(申請等) <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> オフィス仲介、契約のサポート <input type="checkbox"/> 人事 <input type="checkbox"/> 会計 <input type="checkbox"/> 税務 <input type="checkbox"/> 法務 <input type="checkbox"/> ビジネスコンサル <input type="checkbox"/> その他(自由記載)
	<input type="checkbox"/> 生活支援	<input type="checkbox"/> 在留資格取得 <input type="checkbox"/> 住居仲介 <input type="checkbox"/> 学校・病院の紹介 <input type="checkbox"/> その他(自由記載)	
	<input type="checkbox"/> その他(自由記載)		
対応可能言語 当てはまる項目に✓をお願いします 必要に応じて「その他」欄 に記載をお願いします	<input type="checkbox"/> 日本語		
	<input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> 中国語 <input type="checkbox"/> その他(自由記載)		
事務所所在地 【必須】	(都道府県)	(市区町村)	番地等
メールアドレス			
問い合わせフォーム	最低1項目		
電話番号	記載を願		
FAX番号	いします		
事業者HP			
事業者自由記載欄			

※修正箇所が複数ある場合は、修正箇所ごとにシートを分けてご記入ください
※青色セルをご記入ください。
※登録の抹消を行いたい場合は、「登録削除」をお選びください。

事業者名(日本語)【必須】		
個人名(日本語)【必須】		
事務所の所在する都道府県名【必須】		
登録情報変更箇所【必須】 (プルダウン選択)		
変更内容	旧	新